

I 採択案件の決定方法

提案された企画について審査を行い、予算規模の範囲内において、各評価項目の得点合計が高いものから、文部科学省に設置される有識者で構成される審査委員会（以下「審査委員会」という。）での議論を経て、採択案件に決定する。

II 審査方法

申請者から提出される企画について、審査委員会の委員による書類選考を事前に行った上で、必要に応じて審査委員会を開催し審査する。

なお、必要に応じて審査期間中に提案の詳細に関する追加資料の提出やヒアリングの対応を求めることがある。

III 評価方法

書類選考に係る評価項目及び評価基準は、次項のとおりとし、審査委員会の各委員が評価した結果の平均を、当該提案者の得点とする。

満点の5割を最低評価点とし、当該提案者の得点が最低評価点に満たないものは、原則採択しない。ただし、審査委員会が再審査の必要性を認めた場合、再審査等で、当該提案者の得点が最低評価点を超えた場合、採択を行う。

IV 評価項目及び評価基準

1. 事業の実施体制等に関する評価について（40点）

〔評価項目1-1：事業の実施体制〕

必要な実施体制（マネジメント体制、当該事業に従事する職員の体制等）の整備計画がなされているか。（※再委託を計画している場合においても、この項目により、申請内容から再委託を行うことが妥当であるか評価。）

（評価基準）次の評価基準による4段階評価とする。			
非常に優れている	= 15点	やや不十分である	= 5点
優れている	= 10点	不十分である	= 1点

〔評価項目1-2：事業の連携体制〕

地域における多様な主体（教育委員会、消費者行政部局、大学、専修学校等、関係団体等）が一体となって取り組むものとなっているか。また、連携・協働することによって効果が高まることが期待される連携体制の構築が図れているか。

（評価基準）次の評価基準による4段階評価とする。			
非常に優れている	= 15点	やや不十分である	= 5点
優れている	= 10点	不十分である	= 1点

〔評価項目 1－3：事業の実施計画、評価体制〕

スケジュールや実施計画が、この取組の目的の達成のために具体的かつ無理のないものとなっているか。取組が次年度以降も発展的につながっていく計画となっているか。また、取組の計画自体に、PDCAサイクルが有効に働く仕組みが組み込まれているか。

（評価基準）次の評価基準による４段階評価とする。			
非常に優れている	= 5 点	やや不十分である	= 2 点
優れている	= 4 点	不十分である	= 1 点

〔評価項目 1－4：事業経費〕

妥当な経費が示されているか。

（評価基準）次の評価基準による４段階評価とする。			
非常に優れている	= 5 点	やや不十分である	= 2 点
優れている	= 4 点	不十分である	= 1 点

2. 取組内容（プログラム、実践モデル）等に関する評価について（４５点）

〔評価項目 2－1：取組の趣旨、内容〕

計画の内容が本事業の趣旨に沿ったものであり、関係者の連携・協働による取組を促進するものとなっているか。また、計画されている取組の内容や方法が、目的達成のために妥当かつ有効なものとなっているか。

（評価基準）次の評価基準による４段階評価とする。			
非常に優れている	= 20 点	やや不十分である	= 8 点
優れている	= 14 点	不十分である	= 1 点

〔評価項目 2－2：事業実施により見込まれる成果、効果〕

効果を上げるための創意工夫がなされているか。また、取組の成果を踏まえた「実践モデル」について、どのようなモデルを形成し、どのような成果を得ようとするのかなどが具体的に示され、他の地域で活用できるような効果的なモデルが形成されることが期待できるか。その他、計画内容に特筆すべき内容が含まれている等、評価できる事項があるか。

（評価基準）次の評価基準による４段階評価とする。			
非常に優れている	= 25 点	やや不十分である	= 10 点
優れている	= 18 点	不十分である	= 1 点

3. ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価について（5点）

〔評価項目3-1：ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価〕

ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を有しているか。

（評価基準）以下の認定等の中で該当する最も配点の高い区分により評価を行う。
なお、内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて評価する。

○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定）

- ・認定段階1（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。）＝1点
- ・認定段階2（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。）＝2点
- ・認定段階3＝3点
- ・プラチナえるぼし認定＝5点
- ・行動計画策定済（女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主（常時雇用する労働者の数が100人以下のもの）に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）＝1点

○次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・トライくるみん認定企業、プラチナくるみん認定企業）

- ・くるみん認定①（平成29年3月31日までの基準）（次世代法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第31号。以下「平成29年改正省令という。」による改正前の次世代法施行規則第4条又は平成29年改正省令附則第2条第3項の規定に基づく認定））＝1点
- ・トライくるみん認定＝2点
- ・くるみん認定②（平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準）（次世代法施行規則等の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第185号。以下「令和3年改正省令という。」による改正前の次世代法施行規則第4条又は令和3年改正省令附則第2条第2項の規定に基づく認定））＝3点
- ・くるみん認定③（令和4年4月1日以降の基準）（令和3年改正省令による改正後の次世代法施行規則第4条第1項第1号及び第2号の規定に基づく認定）＝3点
- ・プラチナくるみん認定＝5点

○青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定

- ・ユースエール認定＝3点

○上記に該当する認定等を有しない＝0点

成年年齢引き下げ等を踏まえた効果的な消費者教育実践モデル構築 審査要領

「成年年齢引き下げ等を踏まえた効果的な消費者教育実践モデル構築」における事業者の審査、評価及び選定を行うため審査委員会を置く。

本事業の選定は審査委員会によって決定するものとし、審査委員は下記について遵守しなければならない。

記

（秘密の保持）

第1 審査委員は、本審査で知り得た情報を口外してはならない。ただし公表されている内容はその限りではない。

（利害関係者の審査）

第2 審査委員は、競争参加者の中に次のいずれかに該当する者がいたときは、すみやかに文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課に文書で申し出なければならない。

- ① 競争参加者の企画提案書の中に、何らかの形で審査委員自身が参画する内容の記載があった場合
- ② 審査委員が所属している法人等から申請があった場合
- ③ 審査委員自身が、過去5年以内に競争参加者から寄附を受けている場合
- ④ 審査委員自身が、過去5年以内に競争参加者と共同研究又は共同で事業を行い且つそのための資金を審査委員自身が受けている場合
- ⑤ 審査委員自身と競争参加者との間に、過去5年以内に取引があり且つ競争参加者からその対価を審査委員自身が受け取っている場合
- ⑥ 審査委員自身が、競争参加者の発行した株式または新株予約権を保有している場合
- ⑦ その他、競争参加者（競争参加者が法人の場合はその役員、その他企画提案書の中の研究代表者又は共同参画者等を含む）との間に深い利害関係があり、当該競争参加者の審査を行った場合に社会通念上の疑義を抱かれるおそれがある場合

2 前項の1号から6号に該当する場合、当該審査委員はその関係性を有する競争参加者の審査を行ってはならない。また、7号に該当する場合、文部科学省は審査委員会に当該審査委員の審査の可否についての決定を求めなければならない。ただし、当該審査委員自ら当該競争参加者の審査を辞退した場合はその限りではない。

3 審査委員会は、前項の要請を受けた場合はただちに審査委員の中から委員長を選任し、当該審査委員の審査の可否について決定しなければならない。また、審査委員会は、前項の要請を拒否することもできる。

4 審査委員は、前項により審査委員会が審査を行ってはならないことを決定した場合又は要請を拒否した場合はその関係性を有する競争参加者の審査を行ってはならない。

（不公正な働きかけ）

第3 審査委員は、当該審査について不公正な働きかけがあった場合は、すみやかに文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課に報告しなければならない。

2 文部科学省は前項の報告を受けた場合は、適切に対処しなければならない。